

第1 趣旨

本ポリシーは、静岡県立本ポリシーは、静岡県立浜松東高等学校 SNS (Instagram, YouTube 等) ページやホームページ(以下、「本ページ」という。)を運用するに当たっての、基本原則について定めるものである。

第2 運用するデジタルメディアの種類

Instagram, YouTube(以下、「SNS」という。)、ホームページ

第3 デジタルメディアによる情報発信の目的

デジタルメディアを活用した情報発信により、本校在校生・保護者、中学生や地域住民等に、本校の様々な活動を発信し、開かれた学校運営の確立を図ることを目的とする。

第4 アカウントと管理者

1 アカウント名

「静岡県立浜松東高等学校」

2 省略

3 連絡先情報

電話番号

053-434-4401

4 管理者（分掌等）

情報管理課

第5 運用方法

1 情報の発信（発案）

全ての教職員が記事を作成し、情報を発信していくものとする。

2 記事の決裁と投稿

記事の内容については、校長（副校長）の決裁後、管理者が投稿する。

3 記事決裁の例外

次に掲げる場合は校長（副校長）の決裁を要しない。

- (1) 既に本校や県の公式ホームページ等で発信しているイベント内容や、決裁・配布済みの便り等について再度発信する場合
- (2) イベント・競技会の結果など、既成の事実について発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を発信する場合

4 投稿内容事例

- (1) 学校行事等の案内や学校生活の様子
- (2) 各種問い合わせに対する回答
- (3) その他学校運営に関連する情報の提供

5 写真撮影と投稿

- (1) 顔写真を撮影及び投稿する場合は本人及び本人が未成年者の場合は保護者の許可を得ること。但し、本人が本校の職員である場合はこの限りでない。
- (2) 写真に写っている本人及び本人が未成年者の場合の保護者の許可が得られない場合は、後姿や物撮りのみとするなど工夫すること。

6 更新管理

管理者は定期的な情報発信のほか、随時の情報発信について、常に教職員への働きかけに努める。

7 運用時間

原則平日の勤務時間内とする。但し、休日や平日の勤務時間外であっても、校長（副校長）の承認を得た場合はこの限りでない。

8 コメント（意見、質問等）への返信

コメント機能について使用しない。

第6 トラブルへの対応等

1 トラブル防止のために

(1) 閲覧者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。

(2) 誤りは直ちに認め、訂正する。

(3) 閲覧者の投稿を引用することや、第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性もあるので、慎重に行う。

(4) なりすましでないことを証明するため、本校の公式ホームページ上に、利用する SNS のアカウント名を記載し、本校の公式ソーシャルメディアである旨を明示する。また、SNS のアカウントのプロフィール欄などに、本校のホームページの URL を記載する。

2 トラブルが発生した場合

(1) なりすましが発生した場合

ア 当該 SNS の管理者に削除依頼を行い、本校公式ホームページ上で周知する。

イ 必要に応じ、報道機関に資料提供などを行い、なりすましが存在することの注意喚起をする。

第7 注意事項

1 本校は、本ページに掲載された情報の正確性、有用性に対して必ずしも保証を与えるものではない。公式な発表については、本校公式ホームページ等で情報発信するものとする。

2 本校は、本ページに含まれる情報もしくは内容を利用することで直接、間接的に生じた損失について一切の責任を負わない。

3 本校は、本ページに関わる閲覧者間のトラブルまたは閲覧者と第三者との間のトラブルによって生じた損害について一切の責任を負わない。

4 本ページへの投稿に当たり、投稿を行う教職員はコンテンツの著作権や、その他の権利の帰属について十分留意したうえで投稿すること。

5 本校が本ページに投稿したコンテンツの著作権やその他の権利は、本校又は本校が認める権利者に帰属する。

第8 投稿における禁止事項及び削除の基準

本ページへ投稿の際は、以下について留意すること。万が一以下の事項に該当する内容の投稿があったと認められた場合は、管理者により投稿を削除することができる。

1 業務上知り得た秘密に関する内容

2 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容

3 基本的人権、プライバシー権、著作権等、第三者の権利を侵害する内容

4 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容

5 わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容

6 特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動

7 その他教職員として不適切な内容

第9 その他

1 本ポリシーに定めのない事項については、「静岡県立学校ソーシャルメディア運用ガイドライン」を準用する。

2 本ページの詳細設定については、校長の許可を得た後に変更できるものとする。

附 則

(施行期日)本ポリシーは、令和8年4月1日から施行する。